

●二人で味わう古典和歌(87)

うちしめりあやめぞ薫る時鳥鳴くや五月の雨の夕暮

藤原良経

『新古今和歌集』「夏」の一首。

本歌取りの秀歌として知られる歌である。本歌は「時鳥鳴くや五月のあやめ草あやめも知らぬ恋もするかな」（読人知らず）。『古今集』「恋一」巻頭の一首である。

「時鳥鳴くや五月のあやめ草」までを序詞として、「あやめも知らぬ恋」へと続く。分別を失い恋に迷う心を、めくるめく感じのリズムで表現している。

古歌で「あやめ草」「あやめ」とされるのは菖蒲のこと  
で、陰暦五月の節句には、軒に菖蒲を飾ったという。初夏らしい自然の生命感が、あやめも知らぬ恋にエネルギーをもたらしっているようなこの本歌を、良経は、梅雨の雨が降った夕暮れの情感に転換した。

「しつとりとして菖蒲が薫っているなあ。時鳥が鳴くこの五月雨の夕暮れよ」。



本歌の恋の高ぶりが、しめやかな憂いのたゆたいへと詠み替えられたのだ。五月雨のころの夕暮れの気分が、あやめの香りとあいまって、ほのかに官能的ですらある。

良経は、摂政太政大臣にまで昇った九条家の二代目であり、また藤原定家、家隆、慈円らと同様、定家の父・俊成に和歌を学んだ人である。右の歌は、歌人としてパトロンとして、新古今時代新風和歌の重要な担い手であった良経の、絶品の一首と言えるだろう。

それにしても、この歌の「あやめぞ薫る」「雨の夕暮」は、のちに「主ある詞」として他の人の使用を禁止されたというから驚く。「主ある詞」は、中世の歌論用語「制詞」のことで、例えば京極為兼の『詠歌一鉢』には、「かやうの詞は主々ある事なれば詠むべからず」として、五十ぐらいの例をあげ、安易にまねてはならないとしている。

個性ある優れた表現を尊重する態度は大事だけれど、だからといって禁止というのはどうか。もちろん心配には及ばない。保守的な拘束力の弊害を言われ、近世には大いに批判されることになった。

(小島ゆかり)